

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法^{※1}第2条第3項に基づき、告示^{※2}において指定され、第3条第1項に基づき、省令^{※3}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、「アセチルシステイン」を飼料添加物として新たに指定し、その成分規格等を定めるため、省令及び告示の一部を改正することになりました。

2 改正の概要

告示において、アセチルシステインを飼料添加物として指定しました。また、省令において、飼料及び飼料添加物の規格・基準（対象家畜（ブロイラーを除く鶏）、添加上限量、含量や不純物等の規定等）を設定しました。

本剤に関する告示及び省令の改正は、令和8年5月26日に施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号）

※3 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

3 改正文のご案内

改正文（新旧対照表）については下のサイトにあります官報をご覧ください。
官報 令和8年5月26日（号外第116号）に掲載されております。

URL : <https://www.kanpo.go.jp/>

QRコード



担当： 農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課
飼料安全基準班 飼料添加物担当
TEL：03-3502-8111（内線：4546）
MAIL：feed_additive@maff.go.jp

(参考)

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について」(令和8年5月26日付け8消安第426号農林水産省消費・安全局長通知)の送付先

各都道府県知事
各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長	一般財団法人 生物科学安全研究所理事長
公益社団法人 畜産技術協会会長	全国精麦工業協同組合連合会会長
一般財団法人 食品環境検査協会理事長	全国畜産農業協同組合連合会会長
一般財団法人 日本穀物検定協会会長	全国内水面漁業協同組合連合会代表理事会長
公益財団法人 日本肥糧検定協会理事長	全国肉用牛経営者会議会長
一般財団法人 日本食品検査協会理事長	全国農業協同組合中央会会長
一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会会長	全国農業協同組合連合会会長
公益社団法人 全国農業共済協会会長	全国養鶏経営者会議会長
一般社団法人 日本養豚協会会長	全国養鯉振興協議会会長
一般社団法人 全国酪農協会会長	全国養鱒振興協会会長
公益社団法人 中央畜産会会長	全国酪農業協同組合連合会会長
一般社団法人 中央酪農会議会長	日本観賞魚振興事業協同組合代表理事
公益社団法人 日本フィッシュ・ミール協会理事長	日本養鰻漁業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長	日本養鶏農業協同組合連合会会長
一般社団法人 日本科学飼料協会理事長	協同組合日本飼料工業会会長
公益社団法人 日本獣医学会会長	飼料輸出入協議会理事長
公益社団法人 日本獣医師会会長	全日本鹿協会会長
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会会長	全国油脂事業協同組合連合会会長
一般社団法人 日本食鳥協会会長	公益社団法人 日本食肉市場卸売協会会長
一般社団法人 日本畜産副産物協会会長	一般社団法人 日本食肉加工協会理事長
一般社団法人 日本養魚飼料協会理事長	日本エキス調味料協会会長
一般社団法人 日本養鶏協会会長	全国食肉事業協同組合連合会会長
公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長	全国食肉業務用卸協同組合連合会会長
一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長	一般社団法人 全国海水養魚協会会長
全国鮎養殖漁業組合連合会会長	日本ゼラチン・コラーゲン工業組合会長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長	全国飼料輸入協議会会長
全国飼料卸協同組合理事長	全国肉牛事業協同組合理事長
一般財団法人 日本食品分析センター理事長	一般社団法人 家畜改良事業団理事長
国立研究開発法人 水産総合研究センター理事長	公益社団法人 配合飼料供給安定機構理事長
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構理事長	公益財団法人 日本食肉流通センター理事長
独立行政法人 農畜産業振興機構理事長	公益財団法人 日本食肉生産技術開発センター理事長
独立行政法人 家畜改良センター理事長	